

基 発 0224 第 2 号
令和 4 年 2 月 24 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号）により、労働災害を防止するために注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大、職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大、名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加に係る改正を行ったところです。本改正につきましては令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別 紙

アクリル酸エステル工業会
押出成形セメント板協会
板硝子協会
一般財団法人F A財団
一般財団法人エンジニアリング協会
一般財団法人化学物質評価研究機構
一般財団法人建設業振興基金
一般財団法人首都高速道路協会
一般財団法人製造科学技術センター
一般財団法人石炭エネルギーセンター
一般財団法人先端加工機械技術振興協会
一般財団法人大日本蚕糸会
一般財団法人日本カメラ財団
一般財団法人日本軸受検査協会
一般財団法人日本船舶技術研究協会
一般財団法人日本陶業連盟
一般財団法人日本皮革研究所
一般財団法人日本溶接技術センター
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
一般財団法人マイクロマシンセンター
一般社団法人日本在外企業協会
一般社団法人アルコール協会
一般社団法人海洋水産システム協会
一般社団法人仮設工業会
一般社団法人家庭電気文化会
一般社団法人カメラ映像機器工業会
一般社団法人火力原子力発電技術協会
一般社団法人強化プラスチック協会
一般社団法人軽仮設リース業協会
一般社団法人軽金属製品協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
一般社団法人色材協会
一般社団法人自転車協会
一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般社団法人潤滑油協会
一般社団法人新金属協会
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
一般社団法人全国LPガス協会

一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般社団法人全国警備業協会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
一般社団法人全国石油協会
一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人全国中小貿易業連盟
一般社団法人全国鐵構工業協会
一般社団法人全国登録教習機関協会
一般社団法人全国防水工事業協会
一般社団法人全国木質セメント板工業会
一般社団法人全日本建築士会
一般社団法人全日本航空事業連合会
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
一般社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人ソーラーシステム振興協会
一般社団法人大日本水産会
一般社団法人電気協同研究会
一般社団法人電気設備学会
一般社団法人電気通信協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人電池工業会
一般社団法人電力土木技術協会
一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人日本アスファルト合材協会
一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
一般社団法人日本アミューズメント産業協会
一般社団法人日本アルミニウム協会
一般社団法人日本アルミニウム合金協会
一般社団法人日本医療機器工業会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本印刷産業機械工業会
一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本エアゾール協会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会

一般社団法人日本エレベータ協会
一般社団法人日本オーディオ協会
一般社団法人日本陸用内燃機関協会
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人日本音響材料協会
一般社団法人日本科学機器協会
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本ガス協会
一般社団法人日本画像医療システム工業会
一般社団法人日本金型工業会
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
一般社団法人日本硝子製品工業会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本機械設計工業会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人日本基礎建設協会
一般社団法人日本絹人繊維物工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
一般社団法人日本金属屋根協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
一般社団法人日本クレーン協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人日本計量機器工業連合会
一般社団法人日本毛皮協会
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人日本建設機械工業会
一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本建築材料協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人日本建築板金協会
一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本工業炉協会
一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本工作機械工業会

一般社団法人日本工作機器工業会
一般社団法人日本合成樹脂技術協会
一般社団法人日本コミュニティーガス協会
一般社団法人日本ゴム工業会
一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本産業機械工業会
一般社団法人日本産業車両協会
一般社団法人日本自動車機械器具工業会
一般社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本自動車部品工業会
一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本自動販売システム機械工業会
一般社団法人日本試薬協会
一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本繊維機械協会
一般社団法人日本染色協会
一般社団法人日本船舶電装協会
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本測量機器工業会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人日本大ダム会議
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本タンナーズ協会
一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本中小企業団体連盟
一般社団法人日本鑄造協会

一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本鉄道車輛工業会
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会
一般社団法人日本銅センター
一般社団法人日本動力協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本時計協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本鳶工業連合会
一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会
一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人日本農業機械工業会
一般社団法人日本配線システム工業会
一般社団法人日本配電制御システム工業会
一般社団法人日本舶用機関整備協会
一般社団法人日本歯車工業会
一般社団法人日本ばね工業会
一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会
一般社団法人日本皮革産業連合会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本非破壊検査工業会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本表面処理機材工業会
一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人日本分析機器工業会
一般社団法人日本粉体工業技術協会
一般社団法人日本ベアリング工業会

一般社団法人日本ベッ甲協会
一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人日本防衛装備工業会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人日本望遠鏡工業会
一般社団法人日本芳香族工業会
一般社団法人日本縫製機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人日本綿花協会
一般社団法人日本木工機械工業会
一般社団法人日本溶接容器工業会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
一般社団法人日本猟用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人日本ロボット工業会
一般社団法人日本綿業倶楽部
一般社団法人農業電化協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
一般社団法人不動産協会
一般社団法人プラスチック循環利用協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人林業機械化協会
印刷インキ工業連合会
印刷工業会
ウレタン原料工業会
ウレタンフォーム工業会
塩ビ工業・環境協会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会
押出発泡ポリスチレン工業会
化成品工業協会
可塑剤工業会

硝子繊維協会
関西化学工業協会
吸水性樹脂工業会
協同組合資材連
協同組合日本製パン製菓機械工業会
クロロカーボン衛生協会
研削砥石工業会
建設業労働災害防止協会
建設廃棄物協同組合
建設労務安全研究会
公益財団法人油空圧機器技術振興財団
公益財団法人安全衛生技術試験協会
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
公益財団法人工作機械技術振興財団
公益財団法人産業医学振興財団
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
公益社団法人インテリア産業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
公益社団法人産業安全技術協会
公益社団法人自動車技術会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
公益社団法人全国産業資源循環連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
公益社団法人全日本トラック協会
公益社団法人日本サイン協会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全日本不動産協会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本煙火協会
公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
公益社団法人日本建築家協会
公益社団法人日本建築士会連合会
公益社団法人日本作業環境測定協会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本歯科技工士会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人日本セラミックス協会
公益社団法人日本洗浄技能開発協会
公益社団法人日本電気技術者協会

公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人日本ボウリング場協会
公益社団法人日本木材保存協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
公益社団法人有機合成化学協会
合成ゴム工業会
合成樹脂工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
コンクリート用化学混和剤協会
酢ビ・ポパール工業会
写真感光材料工業会
触媒工業協会
触媒資源化協会
ステンレス協会
石油化学工業協会
石油連盟
日本高温断熱ウール工業会
全国仮設安全事業協同組合
一般社団法人 全国ガラス外装クリーニング協会連合会
全国機械用刃物研磨工業協同組合
全国グラビア協同組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国自動ドア協会
全国社会保険労務士会連合会
全国商工会連合会
全国醸造機器工業組合
全国製菓機器商工協同組合
全国製菓厨房機器原材料協同組合
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国伝動機工業協同組合
全国土壌改良資材協議会
全国トラックターミナル協会
一般社団法人 全国農業協同組合中央会
全国ミシン商工業協同組合連合会

全国鍍金工業組合連合会
全日本印刷工業組合連合会
全日本紙製品工業組合
全日本革靴工業協同組合連合会
全日本光沢化工紙協同組合連合会
全日本シール印刷協同組合連合会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全日本製本工業組合連合会
全日本電気工事業工業組合連合会
全日本爬虫類皮革産業協同組合
全日本プラスチック製品工業連合会
全日本木工機械商業組合
ダイヤモンド工業協会
中央労働災害防止協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
電気硝子工業会
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
天然ガス鉱業会
独立行政法人労働者健康安全機構
トラクター懇話会
奈良県毛皮革協同組合連合会
ニッケル協会東京事務所
日本圧力計温度計工業会
日本医薬品添加剤協会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
日本ABS樹脂工業会
日本LPガス協会
日本オートケミカル工業会
日本オートケミカル工業会
日本界面活性剤工業会
日本化学繊維協会
日本ガスメーター工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本家庭用洗剤工業会
日本火薬工業会
日本硝子計量器工業協同組合
日本ガラスびん協会
日本革類卸売事業協同組合
日本機械工具工業会

日本機械鋸・刃物工業会
日本靴工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
日本化粧品工業連合会
日本建築仕上学会
日本建築仕上材工業会
日本顕微鏡工業会
日本高圧ガス容器バルブ工業会
日本光学工業協会
日本光学測定機工業会
日本鉱業協会
日本工業塗装協同組合連合会
日本工作機械販売協会
日本合板工業組合連合会
日本香料工業会
日本ゴム履物協会
日本酸化チタン工業会
日本産業洗浄協議会
日本試験機工業会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本自動車輸入組合
日本自動販売機保安整備協会
日本酒造組合中央会
日本商工会議所
日本真空工業会
日本吹出口工業会
日本スチレン工業会
日本製缶協会
日本製紙連合会
日本精密機械工業会
日本精密測定機器工業会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本石鹼洗剤工業組合
日本接着剤工業会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本繊維板工業会
日本ソーダ工業会
日本暖房機器工業会
日本チェーン工業会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本鋳鍛鋼会

日本陶磁器工業協同組合連合会	一般財団法人食品産業センター
日本内航海運組合総連合会	一般社団法人日本食品添加物協会
日本内燃機関連合会	カーボンブラック協会
日本難燃剤協会	一般社団法人産業環境管理協会
日本パーマネントウェーブ液工業組合	一般社団法人セメント協会
日本バーミキュライト工業会	一般社団法人 JATI 協会
日本歯磨工業会	一般社団法人日本科学飼料協会
日本ビニル工業会	一般社団法人日本防水材料協会
日本肥料アンモニア協会	FRP 防水材工業会
日本フォーム印刷工業連合会	合成高分子ルーフィング工業会
日本フォームスチレン工業組合	日本ウレタン建材工業会
日本弗素樹脂工業会	一般社団法人建築防水安全品質協議会
日本部品供給装置工業会	日本塗り床工業会
日本プラスチック機械工業会	エンプラ技術連合会
日本プラスチック工業連盟	協同組合日本飼料工業会
日本フルオロカーボン協会	日本パウダーコーティング協同組合
日本ヘアカラー工業会	せんい強化セメント板協会
日本PETフィルム工業会	一般社団法人石膏ボード工業会
一般社団法人日本ボイラー・圧力容器工業組合	一般社団法人 ALC 協会
日本防疫殺虫剤協会	インテリアフロア工業会
日本紡績協会	一般社団法人日本溶接協会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合	一般社団法人日本溶接材料工業会
日本無機薬品協会	日本珪藻土日用雑貨製造協会
一般社団法人日本メンテナンス工業会	日本小売業協会
日本木材防腐工業組合	公益社団法人日本通信販売協会
日本有機過酸化化物工業会	オール日本スーパーマーケット協会
日本輸入化粧品協会	一般社団法人日本スーパーマーケット協会
一般社団法人日本窯業外装材協会	一般社団法人日本ショッピングセンター協会
日本溶剤リサイクル工業会	一般社団法人日本百貨店協会
日本羊毛産業協会	一般社団法人日本リユース業協会
日本浴用剤工業会	一般社団法人セーファーインターネット協会
農薬工業会	一般社団法人 EC ネットワーク
発泡スチロール協会	オンラインマーケットプレイス協議会
光触媒工業会	珪藻土活用推進全国協議会
普通鋼電炉工業会	一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人 米国医療機器・IVD 工業会	一般社団法人 日本環境測定分析協会
ポリカーボネート樹脂技術研究会	一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
モノレール工業協会	一般社団法人 日本舶用工業会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	全国アスベスト適正処理協議会
硫酸協会	
林業・木材製造業労働災害防止協会	
ロックウール工業会	

日本労働組合総連合会
全国建設労働組合総連合

基 発 0224 第 1 号
令和 4 年 2 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号。以下「改正省令」という。）については、令和 4 年 2 月 24 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和 3 年 7 月 19 日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）について、所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 改正政令関係

- （1）労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第 9 条の 3 関係）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 31 条の 2 の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第 57 条の 2 の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。

- （2）職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大（令第 19 条関係）

法第 60 条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業

及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の２業種を追加したこと。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

(３) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加（令別表第９関係）

法第57条第１項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）、法第57条の２第１項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（ＳＤＳ）の交付）及び法第57条の３第１項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）を行わなければならない化学物質等として、令別表第９に234物質を追加したこと。

(４) その他

その他所要の改正を行ったものであること。

(５) 施行期日（改正政令附則第１項関係）

改正政令は、令和５年４月１日（（３）については令和６年４月１日）から施行することとしたこと。

(６) 経過措置関係（改正政令附則第２項関係）

- ア （１）により新たに令第９条の３に追加された設備に係る法第31条の２に規定する作業に係る仕事であって、改正政令の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和５年９月30日までの間、同条の規定は適用しないこととすること。
- イ （３）により令別表第９に追加された物について、改正政令の施行の日において現に存するものについては、法第57条第１項の表示の規定は、令和７年３月31日までの間、適用しないこととすること。

２ 改正省令関係

(１) 表示及び通知対象物の裾切り値の設定（安衛則別表第２関係）

１の（３）により新たに令別表第９に追加された234物質の裾切り値（製剤等について、当該物質の含有量とその値未満の場合に法第57条第１項の表示及び法第57条の２第１項の通知の対象とならない値）を定めたこと。

(２) その他

その他所要の規定の整備を行ったものであること。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和5年4月1日（（1）については令和6年4月1日）から施行することとしたこと。

第3 細部事項

1 改正政令関係

(1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大について（法第31条の2、令第9条の3関係）

ア 化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業に係る仕事における労働災害を防止するため、化学物質の譲渡・提供時に通知される危険性・有害性情報等が当該仕事の請負人にも伝達されるよう、法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備を、対象設備として新たに規定し、対象設備の範囲を拡大したものであること。

イ 「附属設備」とは、従前、平成18年2月24日付け基発第0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について」の記のⅡ第2の2（1）エにより示したとおりであること。

ウ なお、法第31条の2の対象となる設備は、設備ごとに、その適否が判断されるものである。例えば、解体等を予定している区画において、危険有害性のある化学物質を製造等する設備が複数存在した場合に、法第31条の2の対象となる設備は、請負人が解体等工事を請け負う設備及び当該設備の附属設備に限られ、同じ区画にあるというだけで、予定している解体等工事に一切関わりの無い設備や附属設備まで法第31条の2に基づく措置を講ずる必要は無いことに留意すること。なお、対象設備について、同一生産ライン上にある設備であっても、別区画の遮蔽された設備であれば同様に考えること。

(2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大について（法第60条、令第19条関係）

「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」については、近年の化学物質による労働災害の発生状況を鑑み、新たに職長等に対する安全衛生教育の対象としたこと。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加等について（法第57条第1項、法第57条の2第1項、令別表第9関係）

改正政令による令別表第9への追加対象物質は、令和2年度までに国がGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のいずれかの有害性クラスで区分1相当の有害性を有する物質（既に令別表第9に規定されている物を除く。）を選定したものであること。

ア 令別表第9に追加される物質の留意事項

改正政令で令別表第9に追加される対象物の範囲についての留意事項は以下のとおりであること。

(ア) ダイオキシン類（別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。）（改正政令による改正後の令別表第9（以下「新令別表第9」という。）第333号の2）

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものであるが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第3第1号「第一類物質」の「3塩素化ビフェニル（別名PCB）」に該当し、既に名称等を表示及び通知すべき化学物質であることから、当該物質を「別表第3第1号3に掲げる物に該当するもの」として令別表第9の追加対象から除外したものであること。

イ 令別表第9から削除等される物質の留意事項

今般の改正に伴い、追加対象物質に包含される等の理由により、以下の物質が令別表第9から削除されるが、これらの物質は引き続きラベル表示及びSDS交付の対象物質であることに留意すること。

(ア) 一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウム=ジクロリド（別名パラコート）（改正政令による改正前の令別表第9（以下「旧令別表第9」という。）第296号）及び一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩（同表第297号）

一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウム塩（新令別表第9第296号）に包含されることから削除したものであること。

(イ) 二・三・七・八—テトラクロロジベンゾ—一・四—ジオキシン（旧令別表第9第362号）

ダイオキシン類（別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。）（新令別表第9第333号の2）に包含されることから削除したものであること。

(ウ) ヒドラジン（旧令別表第9第459号）及びヒドラジン—水和物（同表第460号）

ヒドラジン及びその一水和物（新令別表第9第459号）に統合したものであること。

(エ) リン酸トリ（オルト—トリル）（旧令別表第9第625号）

リン酸トリトリル（新令別表第9第626号の3）に包含されることから削除したものであること。

また、一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—二・三—エポキシ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）（新令別表第9第524号）は、旧令別表第9同号の物質をより適正な名称に修正したものであり、対象物質の範囲に変更はないこと。

今般の改正に伴い、234物質が令別表第9に追加されるが、上記のとおり追加対象物質に包含される等の理由により削除される物質もあるため、改正後の表示及び通知対

象物の数は903物質（令別表第3第1号の7物質を含む。）となること。

2 改正省令関係

（1）表示及び通知対象物の裾切り値の設定について（安衛則別表第2関係）

改正政令により新たに令別表第9に追加された234物質の裾切り値は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」の記の第3の2（2）の考え方により設定されているものであること。これら対象物の裾切り値とCAS登録番号の一覧は、別紙のとおりであり、この一覧は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページ（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）にて公開していること。

また、従前から表示及び通知対象物であった物質の一部について、令別表第9における物質の名称との関係を明確にする観点から、安衛則別表第2における名称を変更したところであるが、これらの対象物の範囲及び裾切り値に変更はないこと。

第4 関係通達の改正

ラベル表示及びSDS交付の義務対象から除外される法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」の範囲を明確化するため、平成27年8月3日付け基発0803第2号の記の第3の1（2）を次のとおり改める。

（2） 法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれるものであること。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品

イ 農薬取締法（昭和23年法律第125号）に定められている農薬

ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

エ 表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品

オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

カ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡又は提供されているものであっても、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

労働安全衛生法施行令別表第9に追加する234物質及びその裾切値一覧

※ 裾切値は、含有量がその値未満の場合に労働安全衛生法第57条の表示・第57条の2の通知の義務対象とならない値である。

※ CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものである。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS登録番号が割り振られることがあるが、対象物質の当否の判断は物質名で行う。

名称	CAS RN	表示裾切値 (重量%)	通知裾切値 (重量%)	備考
アクリル酸 2－（ジメチルアミノ）エチル	2439-35-2	1	0.1	
アザチオプリン	446-86-6	0.1	0.1	
アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）	59-66-5	0.3	0.1	
アセトンチオセミカルバゾン	1752-30-3	1	1	
アコリンとホルムアルデヒドの重縮合物	25214-70-4	0.1	0.1	
アフマトキシシ	1402-68-2	0.1	0.1	
2－アミノエタンチオール（別名システアミン）	60-23-1	0.3	0.1	
N－（2－アミノエチル）－2－アミノエタノール	111-41-1	0.2	0.1	
3－アミノ－N－エチルカルバゾール	132-32-1	0.1	0.1	
（S）－2－アミノ－3－〔4－〔ビス（2－クロロエチル）アミノ〕フェニル〕プロパン酸（別名メルファラン）	148-82-3	0.1	0.1	
2－アミノ－4－〔ヒドロキシ（メチル）ホスホリル〕ブタン酸及びそのアンモニウム塩	51276-47-2, 77182-82-2（アンモニウム塩）	0.3	0.1	
3－アミノ－1－プロペン	107-11-9	1	1	
4－アミノ－1－ベータ-D－リボフラノシル－1, 3, 5－トリアジン－2（1H）－オン	320-67-2	0.1	0.1	
4－アリル－1, 2－ジメトキシベンゼン	93-15-2	0.1	0.1	
17アルファ－アセチルオキシ－6－クロロ－プレグナ－4, 6－ジエン－3, 20－ジオン	302-22-7	0.3	0.1	
アントラセン	120-12-7	0.1	0.1	
イソシアン酸 3, 4－ジクロロフェニル	102-36-3	1	1	
4, 4'－イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	80-05-7	0.3	0.1	
イブプロフェン	15687-27-1	0.3	0.1	
ウラン	7440-61-1	0.1	0.1	
O－エチル－O－（2－イソプロポキシカルボニルフェニル）－N－イソプロピルチオホスホラミド（別名イソフェンホス）	25311-71-1	1	0.1	
O－エチル＝S, S－ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）	13194-48-4	0.1	0.1	
N－エチル－N－ニトロソ尿素	759-73-9	0.1	0.1	
1－エチルピロリジン－2－オン	2687-91-4	0.3	0.1	
5－エチル－5－フェニルバルビツル酸（別名フェノバルビタル）	50-06-6	0.1	0.1	
S－エチル＝ヘキサヒドロ－1H－アゼピン－1－カルボチオアート（別名モリネート）	2212-67-1	0.3	0.1	
（3S, 4R）－3－エチル－4－〔（1－メチル－1H－イミダゾール－5－イル）メチル〕オキシラン－2－オン（別名ピロカルピン）	92-13-7	1	1	
O－エチル＝S－1－メチルプロピル＝（2－オキソ－3－チアゾリジニル）ホスホチオアート（別名ホスチアゼート）	98886-44-3	0.3	0.1	
エチレングリコールジエチルエーテル（別名1, 2－ジエトキシエタン）	629-14-1	0.3	0.1	
N, N'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ（別名マンネブ）	12427-38-2	0.3	0.1	
エフェドリン	299-42-3	0.3	0.1	
塩化アクリロイル	814-68-6	1	1	
塩基性フタル酸鉛	57142-78-6	0.1	0.1	
1, 1'－オキシビス（2, 3, 4, 5, 6－ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）	1163-19-5	0.3	0.1	
オキシラン－2－カルボキサミド	5694-00-8	0.1	0.1	
オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	297-78-9	1	0.1	
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	0.3	0.1	異性体あり

オクタメチルピロホスホルアミド（別名シュラーダン）	152-16-9	1	1	
オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）	111-86-4	1	1	
過酢酸	79-21-0	1	1	
キノリン及びその塩酸塩	91-22-5, 530-64-3（塩酸塩）	0.1	0.1	
2-クロロエタンスルホニル＝クロリド	1622-32-8	1	1	
N-（2-クロロエチル）-N'-シクロヘキシル-N-ニトロソ尿素	13010-47-4	0.1	0.1	
N-（2-クロロエチル）-N-ニトロソ-N'-〔（2R, 3R, 4S, 5R）-3, 4, 5, 6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサ-2-イル〕尿素	54749-90-5	0.1	0.1	
N-（2-クロロエチル）-N'-（4-メチルシクロヘキシル）-N-ニトロソ尿素	13909-09-6	0.1	0.1	
2-クロロ-N-（エトキシメチル）-N-（2-エチル-6-メチルフェニル）アセトアミド	34256-82-1	0.1	0.1	
クロロギ酸エチル（別名クロロ炭酸エチル）	541-41-3	1	1	
3-クロロ-N-（3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル）-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン（別名フルアジナム）	79622-59-6	0.3	0.1	
クロロ炭酸フェニルエステル	1885-14-9	1	1	
1-クロロ-4-（トリクロロメチル）ベンゼン	5216-25-1	0.1	0.1	
クロロトリフルオロエタン（別名H C F C-1 3 3）	75-88-7	0.3	0.1	
2-クロロニトロベンゼン	88-73-3	0.1	0.1	
3-（6-クロロピリジン-3-イルメチル）-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）	111988-49-9	0.3	0.1	
4-〔4-（4-クロロフェニル）-4-ヒドロキシピペリジン-1-イル〕-1-（4-フルオロフェニル）ブタン-1-オン（別名ハロペリドール）	52-86-8	0.3	0.1	
3-クロロ-1, 2-プロパンジオール	96-24-2	0.3	0.1	
1-クロロ-2-メチル-1-プロペン（別名1-クロロイソブチレン）	513-37-1	1	0.1	
コレカルシフェロール（別名ビタミンD 3）	67-97-0	0.3	0.1	
酢酸マンガ（Ⅱ）	638-38-0	0.3	0.1	
三塩化ほう素	10294-34-5	0.3	0.1	
ジアセトキシプロペン	869-29-4	1	1	
（S P-4-2）-ジアンミンジクロリド白金（別名シスプラチン）	15663-27-1	0.1	0.1	
ジイソブチルアミン	110-96-3	1	1	
2, 3: 4, 5-ジ-オ-イソプロピリデン-1-オ-スルファモイル-ベーター-D-フルクトピラノース	97240-79-4	0.3	0.1	
ジイソプロピル-S-（エチルスルフィニルメチル）-ジチオホスフェイト	5827-05-4	1	1	
N, N-ジエチル亜硝酸アミド	55-18-5	0.1	0.1	
ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	786-19-6	1	0.1	
ジエチル-1-（2', 4'-ジクロルフェニル）-2-クロルピロホスフェイト	470-90-6	1	1	
ジエチル-（1, 3-ジチオシクロペンチリデン）-チオホスホルアミド	333-29-9	1	1	
ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）	56-53-1	0.1	0.1	
ジエチルホスホクロリドチオネート	2524-04-1	1	1	
ジエチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルカルビトール）	111-77-3	0.3	0.1	
2-（1, 3-ジオキサラン-2-イル）-フェニル-N-メチルカルバメート	6988-21-2	0.3	0.1	
シクロスポリン	79217-60-0	0.1	0.1	
シクロヘキシミド	66-81-9	0.3	0.1	
シクロホスファミド及びその一水和物	50-18-0, 6055-19-2（一水和物）	0.1	0.1	
2, 4-ジクロルフェニル4'-ニトロフェニルエーテル（別名N I P）	1836-75-5	0.3	0.1	
4, 4'-（2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル）ジ（クロロベンゼン）	72-54-8	0.1	0.1	

ジクロロエチルホルムアル	111-91-1	1	1	
4, 4'— (2, 2—ジクロロエテン—1, 1—ジイル) ジ (クロロベンゼン)	72-55-9	0.1	0.1	
1, 4—ジクロロ—2—ニトロベンゼン	89-61-2	0.1	0.1	
2, 4—ジクロロ—1—ニトロベンゼン	611-06-3	0.1	0.1	
2, 2—ジクロロ—N— [2—ヒドロキシ—1— (ヒドロキシメチル)—2— (4—ニトロフェニル) エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニコール)	56-75-7	0.1	0.1	
(R S)—3— (3, 5—ジクロロフェニル)—5—メチル—5—ビニル—1, 3—オキサゾリジン—2, 4—ジオン (別名ビクロゾリン)	50471-44-8	0.3	0.1	
3— (3, 4—ジクロロフェニル)—1—メトキシ—1—メチル尿素 (別名リニロン)	330-55-2	0.3	0.1	
(R S)—2— (2, 4—ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)	120-36-5	0.3	0.1	
ジシアノメタン (別名マロノニトリル)	109-77-3	1	1	
ジナトリウム = 4—アミノ—3— [4'— (2, 4—ジアミノフェニルアゾ)—1, 1'—ビフェニル—4—イルアゾ] —5—ヒドロキシ—6—フェニルアゾ—2, 7—ナフタレンジルスホナート (別名 C I ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	0.1	0.1	
2, 6—ジニトロトルエン	606-20-2	0.1	0.1	
2, 4—ジニトロフェノール	51-28-5	1	0.1	
2, 4—ジニトロ—6— (1—メチルプロピル)—フェノール	88-85-7	1	0.1	
ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)	77-77-0	1	1	
2—ジフェニルアセチル—1, 3—インダンジオン	82-66-6	1	1	
5, 5—ジフェニル—2, 4—イミダゾリジンジオン	57-41-0	0.1	0.1	
ジプロピル—4—メチルチオフェニルホスフェイト	7292-16-2	1	1	
ジベンゾ [a, j] アクリジン	224-42-0	0.1	0.1	
ジベンゾ [a, h] アントラセン (別名 1, 2 : 5, 6—ジベンゾアントラセン)	53-70-3	0.1	0.1	
(4— [4— (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサ—2, 5—ジエン—1—イリデン) (ジメチル) アンモニウム = クロリド (別名マラカイトグリーン塩酸塩)	569-64-2	0.1	0.1	
N, N—ジメチルエチルアミン	598-56-1	1	1	
3, 7—ジメチルキサンチン (別名テオブロミン)	83-67-0	0.3	0.1	
N, N—ジメチルチオカルバミン酸 S—4—フェノキシプロピル (別名フェノチオカルブ)	62850-32-2	0.3	0.1	
O, O—ジメチル—チオホスホリル = クロリド	2524-03-0	1	1	
1, 1'—ジメチル—4, 4'—ビピリジニウム塩	4685-14-7	1	0.1	* 1
(1 R, 3 R)—2, 2—ジメチル—3— (2—メチル—1—プロペニル) シクロプロパンカルボン酸 (5—フェニルメチル—3—フラニル) メチル	28434-01-7	0.3	0.1	
1, 2—ジメトキシエタン	110-71-4	0.3	0.1	
十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物	12280-03-4	0.3	0.1	
硝酸リチウム	7790-69-4	0.3	0.1	
L—セリル—L—バリル—L—セリル—L—グルタミル—L—イソロイシル—L—グルタミル—L—ロイシル—L—メチオニル—L—ヒスチジル—L—アスパラギン—L—ロイシルグリシル—L—リシル—L—ヒスチジル—L—ロイシル—L—アスパラギン—L—セリル—L—メチオニル—L—グルタミル—L—アルギン—L—バリル—L—グルタミル—L—トリプトフィル—L—ロイシル—L—アルギン—L—リシル—L—リシル—L—ロイシル—L—グルタミル—L—アスパルチル—L—バリル—L—ヒスチジル—L—アスパラギン—L—フェニルアラニン (別名テリパラチド)	52232-67-4	0.1	0.1	
ダイオキシン類 (塩素化ビフェニル (別名PCB) に該当するものを除く。)		0.3	0.1	* 2
3— (4—ターシャリブチルフェニル)—2—メチルプロパナル	80-54-6	0.3	0.1	
炭酸リチウム	554-13-2	0.3	0.1	
2— (1, 3—チアゾール—4—イル)—1 H—ベンゾイミダゾール	148-79-8	0.3	0.1	

2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン (別名ダゾメット)	533-74-4	0.3	0.1	
チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-ピラジニル) (別名チオナジン)	297-97-2	1	1	
デキストラン鉄	9004-66-4	0.1	0.1	
1, 2, 3, 4-テトラクロロベンゼン	634-66-2	0.3	0.1	
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名デフルトリン)	79538-32-2	1	1	
テトラメチル尿素	632-22-4	0.3	0.1	
(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ [ベンゾフラン-2 (3H), 1'-シクロヘキサ-2'-エン] -3, 4'-ジオン (別名グリセオフルビン)	126-07-8	0.1	0.1	
トリウム=ビス (エタンジオアート)	2040-52-0	0.1	0.1	
トリエチレンチオホスホルアミド (別名チオテパ)	52-24-4	0.1	0.1	
トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラル)	75-87-6	0.1	0.1	
2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-エタンジオール (別名抱水クロラル)	302-17-0	0.1	0.1	
トリクロロ (フェニル) シラン	98-13-5	1	1	
トリニトロレゾルシン鉛	15245-44-0	0.1	0.1	
トリブチルアミン	102-82-9	1	1	異性体あり
2, 4, 6-トリメチルアニリン (別名メシジン)	88-05-1	1	1	
1, 3, 7-トリメチルキサンチン (別名カフェイン)	58-08-2	0.3	0.1	
1, 1, 1-トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル	15625-89-5	0.3	0.1	
5- [(3, 4, 5-トリメトキシフェニル) メチル] ピリミジン-2, 4-ジアミン	738-70-5	0.3	0.1	
ナトリウム=2-プロピルペンタノアート	1069-66-5	0.3	0.1	
ナフタレン-1, 4-ジオン	130-15-4	1	1	
二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	541-09-3, 6159-44-0 (二水和物)	0.1	0.1	
二硝酸ジオキシドウラン (VI) 六水和物	13520-83-7	0.1	0.1	
6-ニトログリセン	7496-02-8	0.1	0.1	
N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	135-20-6	0.1	0.1	
1-ニトロピレン	5522-43-0	0.1	0.1	
1- (4-ニトロフェニル) -3- (3-ピリジルメチル) ウレア	53558-25-1	1	1	
二ナトリウム=エタン-1, 2-ジイルジカルバモジチオアート	142-59-6	0.3	0.1	
発煙硫酸	8014-95-7	0.1	0.1	
パラ-エトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)	62-44-2	0.1	0.1	
パラ-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロトルエン	98-56-6	0.1	0.1	
パラ-クロロトルエン	106-43-4	0.3	0.1	
パラ-ターシャリーブチル安息香酸	98-73-7	0.3	0.1	
パラ-ニトロ安息香酸	62-23-7	0.3	0.1	
パラ-メトキシニトロベンゼン	100-17-4	0.1	0.1	
2, 2'-ビオキシラン	1464-53-5	0.1	0.1	
4- [4- [ビス (2-クロロエチル) アミノ] フェニル] ブタン酸	305-03-3	0.1	0.1	
N, N-ビス (2-クロロエチル) -2-ナフチルアミン	494-03-1	0.1	0.1	
N, N'-ビス (2-クロロエチル) -N-ニトロソ尿素	154-93-8	0.1	0.1	
ビス (2-クロロエチル) メチルアミン (別名HN2)	51-75-2	0.1	0.1	
ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	14047-09-7	0.1	0.1	
2, 2-ビス (4'-ハイドロキシ-3', 5'-ジブromoフェニル) プロパン	79-94-7	0.1	0.1	
5, 8-ビス [2- (2-ヒドロキシエチルアミノ) エチルアミノ] -1, 4-アントラキノンジオール=二塩酸塩	70476-82-3	0.3	0.1	
3, 3-ビス (4-ヒドロキシフェニル) -1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン (別名フェノールフタレイン)	77-09-8	0.3	0.1	
S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	95465-99-9	1	0.1	
ヒドラジンチオカルボヒドラジド	2231-57-4	1	1	

2-ヒドロキシアセトニトリル	107-16-4	1	1	
3-ヒドロキシ-1, 3, 5 (10)-エストラトリエン-17-オン (別名エストロン)	53-16-7	0.1	0.1	
8-ヒドロキシキノリン (別名8-キノリノール)	148-24-3	0.3	0.1	
(5S, 5aR, 8aR, 9R)-9-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)-8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ[3', 4': 6, 7]ナフト[2, 3-d][1, 3]ジオキソール-5-イル=4, 6-O-[(R)-エチリデン]-ベータ-D-グルコピラノシド (別名イトボシド)	33419-42-0	0.1	0.1	
(5S, 5aR, 8aR, 9R)-9-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)-8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ[3', 4': 6, 7]ナフト[2, 3-d][1, 3]ジオキソール-5-イル=4, 6-O-[(R)-2-チエリメチリデン]-ベータ-D-グルコピラノシド (別名デコボシド)	29767-20-2	0.1	0.1	
N-(ヒドロキシメチル)アクリルアミド	924-42-5	0.3	0.1	
4-ビニルピリジン	100-43-6	1	0.1	
フィズチグミン (別名エセリン)	57-47-6	1	1	
フェニルアセトニトリル (別名シアン化ベンジル)	140-29-4	1	1	
2-(フェニルパラクロルフェニルアセチル)-1, 3-インダンジオン	3691-35-8	0.3	0.1	
フタル酸ジイソブチル	84-69-5	0.3	0.1	
フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	0.3	0.1	
フタル酸ジヘキシル	84-75-3 (フタル酸ジヘキシル), 71850-09-4 (フタル酸ジイソヘキシル), 68515-50-4 (直鎖及び分枝)	0.3	0.1	異性体あり
フタル酸ジベンチル	131-18-0	0.3	0.1	異性体あり
フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	85-68-7	0.3	0.1	
ブタン-1, 4-ジイル=ジメタンスルホナート	55-98-1	0.1	0.1	
ブチルイソシアネート	111-36-4	1	0.1	異性体あり
ブチルリチウム	109-72-8	0.3	0.1	異性体あり
弗素 ^{セン} エデン閃石	-	0.1	0.1	
5-フルオロウラシル	51-21-8	0.3	0.1	
プロパンニトリル (別名プロピオニトリル)	107-12-0	0.3	0.1	
2-プロピル吉草酸	99-66-1	0.3	0.1	
N, N'-プロピレニビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	12071-83-9	0.1	0.1	
ブロムアセトン	598-31-2	1	1	
ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	0.1	0.1	
ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4	0.3	0.1	異性体あり
ヘキサメチルバラローズアニリンクロリド (別名クリスタルバイオレット)	548-62-9	0.1	0.1	
ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 P F O S)	1763-23-1	0.3	0.1	
ペルフルオロノナン酸	375-95-1	0.3	0.1	異性体あり
ペンタカルボニル鉄	13463-40-6	1	1	
ほう酸アンモニウム	12007-89-5	0.3	0.1	
ポリ [グアニジン-N, N'-ジイルヘキサ-1, 6-ジイルイミノ (イミノメチレン)] 塩酸塩	27083-27-8	1	0.1	
メタクリル酸 2-イソシアナトエチル	30674-80-7	1	1	
メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	106-91-2	0.1	0.1	
メタクリル酸クロリド	920-46-7	1	1	
メタクリル酸 2-(ジエチルアミノ)エチル	105-16-8	0.3	0.1	
メタバナジン酸アンモニウム	7803-55-6	0.1	0.1	
メタンスルホニル=クロリド	124-63-0	1	1	
メタンスルホニル=フルオリド	558-25-8	1	1	
メチル=イソチオシアネート	556-61-6	1	1	
メチルイソプロペニルケトン	814-78-8	1	1	

メチル＝カルボノクロリダート	79-22-1	1	1	
メチル＝3－クロロ－5－（4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－1－メチルピラゾール－4－カルボキシレート（別名ハロスルフロメチル）	100784-20-1	0.3	0.1	
N－メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）	144-54-7	0.3	0.1	
メチル－N'，N'－ジメチル－N－〔（メチルカルバモイル）オキシ〕－1－チオオキサリミデート（別名オキサミル）	23135-22-0	1	0.1	
N－メチル－N－ニトロソ尿素	684-93-5	0.1	0.1	
N－メチル－N'－ニトロ－N－ニトロソグアニジン	70-25-7	0.1	0.1	
3－（1－メチル－2－ピロリジニル）ピリジン硫酸塩（別名ニコチン硫酸塩）	65-30-5	1	0.1	
3－メチル－1－（プロパン－2－イル）－1H－ピラゾール－5－イル＝ジメチルカルバマート	119-38-0	1	1	
メチル－（4－ブロム－2，5－ジクロルフェニル）－チオベンゼンホスホネイト	21609-90-5	0.3	0.1	
メチル＝ベンゾイミダゾール－2－イルカルバマート（別名カルベンダジム）	10605-21-7	0.1	0.1	
メチルホスホン酸ジクロリド	676-97-1	1	1	
メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	0.1	0.1	
N－メチルホルムアミド	123-39-7	0.3	0.1	
2－メチル－1－〔4－（メチルチオ）フェニル〕－2－モルホリノ－1－プロパノン	71868-10-5	0.3	0.1	
7－メチル－3－メチレン－1，6－オクタジエン	123-35-3	0.3	0.1	
4，4'－メチレンビス（N，N－ジメチルアニリン）	101-61-1	0.1	0.1	
メチレンビスチオシアネート	6317-18-6	1	0.1	
4，4'－メチレンビス（2－メチルシクロヘキサミン）	6864-37-5	1	1	
メトキシ酢酸	625-45-6	0.3	0.1	
4－メトキシ－7H－フロ〔3，2－g〕〔1〕ベンゾピラン－7－オン	484-20-8	0.1	0.1	
9－メトキシ－7H－フロ〔3，2－g〕〔1〕ベンゾピラン－7－オン	298-81-7	0.1	0.1	
4－メトキシベンゼン－1，3－ジアミン硫酸塩	39156-41-7	0.1	0.1	
6－メルカプトプリン	50-44-2	0.1	0.1	
2－メルカプトベンゾチアゾール	149-30-4	0.1	0.1	
モノフルオール酢酸	144-49-0	1	1	
モノフルオール酢酸アミド	640-19-7	1	0.1	
モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	351-05-3	1	1	
四ナトリウム＝6，6'－〔（3，3'－ジメトキシ〔1，1'－ビフェニル〕－4，4'－ジイル）ビス（ジアゼニル）〕ビス（4－アミノ－5－ヒドロキシナフタレン－1，3－ジスルホナート）	2610-05-1	0.1	0.1	
四ナトリウム＝6，6'－〔（〔1，1'－ビフェニル〕－4，4'－ジイル）ビス（ジアゼニル）〕ビス（4－アミノ－5－ヒドロキシナフタレン－2，7－ジスルホナート）	2602-46-2	0.1	0.1	
ラクチニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）	78-97-7	1	1	
ラサロシド	11054-70-9	0.3	0.1	
リチウム＝ビス（トリフルオロメタンスルホン）イミド	90076-65-6	0.3	0.1	
硫化カリウム	1312-73-8	1	1	
りん酸トリス（2－クロロエチル）	115-96-8	0.3	0.1	
りん酸トリス（ジメチルフェニル）	25155-23-1	0.3	0.1	
りん酸トリトリル	1330-78-5	0.3	0.1	* 3
りん酸トリメチル	512-56-1	0.1	0.1	

* 1 1，1'－ジメチル－4，4'－ビピリジニウム塩のうち、1，1'－ジメチル－4，4'－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び1，1'－ジメチル－4，4'－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%

* 2 ダイオキシン類のうち、労働安全衛生法施行令別表第3第1号第一類物質の「塩素化ビフェニル（別名PCB）」に該当する「コプラナーポリ塩化ビフェニル」を除いたもの。ダイオキシン類（塩素化ビフェニル（別名PCB）に該当するものを除く。）のうち、2，3，7，8－テトラクロロジベンゾ－1，4－ジオキシンの裾切値は、現行規定どおり表示0.1%、通知0.1%

* 3 りん酸トリトリルのうち、りん酸トリ（オルト－トリル）の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%